

光市公告第 18 号

光市立学校給食センター調理等業務の委託について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和 6 年 5 月 14 日

光市長 市 川 熙

記

1 業務名

光市立学校給食センター調理等業務

2 業務場所

- (1) 調理等業務 光市立学校給食センター
- (2) 配送業務 光市立の全小中学校（小学校 11 校及び中学校 5 校）

3 業務内容

- (1) 検収業務
- (2) 調理業務（アレルギー対応食を含む。）
- (3) 食材の在庫管理業務
- (4) 原材料、加工食品及び調理済食品の保存食の採取及び保管業務
- (5) 配送及び回収業務
- (6) 残菜等の計量、記録及び処理業務
- (7) 食器・食缶等の洗浄消毒保管業務
- (8) 施設・指定器材の清掃及び点検・管理業務
- (9) 前各号に附帯する業務その他光市（以下「市」という。）が必要と認

める業務

4 業務委託期間

令和6年9月1日から令和11年7月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成19年光市条例第18号）に規定する長期継続契約）

5 参加申込者の資格要件等

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（1） 次のいずれにも該当し、かつ、法人格を有する者であること。

ア 学校給食法（昭和29年法律第160号）第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることに鑑み、児童生徒のために安全・安心な学校給食の調理等業務を円滑に実施できる者であること。

イ 安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。

（2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（3） 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたときは、この限りでない。

（4） この公告の日から優先交渉権者選定の日までの間のいずれの日においても、競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。

（5） 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

（6） 仕様書等において示す実施体制を整備することができる者であること。

（7） 1日おおむね3,000食の学校給食調理施設での受託実績を3年以

上有する者であること。

(8) 市との連絡及び調整が迅速に行えるよう、山口県、広島県又は福岡県に本社、支社又は事業所のいずれかをこの公告の日までに有している者であること。

(9) 参加資格審査申請書の提出日までの過去5年以内に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の停止の処分を受ける等食中毒その他の食品に係る事故を起こしたことがない者であること。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する事項について、書面等により適正な食品衛生対応の確認ができるときを除く。

(10) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して2年を経過していない者でないこと。

(11) 製造物責任法（平成6年法律第85号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者であること。

(12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。

6 手続等

(1) 光市立学校給食センター調理等業務委託事業者募集要項等（以下「募集要項等」という。）の入手方法

ア 入手方法

交付場所で直接交付を受けるほか、市ホームページ（<http://www.city.hikari.lg.jp/>）から入手すること。

イ 交付期間

令和6年5月14日（火）から令和6年5月22日（水）までの日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項

に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時15分から午後5時まで

ウ 交付場所

光市大字光井944番地3

光市教育委員会光市立学校給食センター

(2) 応募書類の提出方法等

ア 提出書類及び提出期間

(ア) 参加表明書及び第一次審査に係る提案書（様式第2号から様式第6号まで）

令和6年5月24日（金）から令和6年5月30日（木）までの日（休日を除く。）の午前8時15分から午後5時まで

(イ) 第二次審査に係る提案書（様式第7号から様式第16号まで）

資格審査及び第一次審査に関する結果の通知を受けた日から令和6年6月10日（月）までの日（休日を除く。）の午前8時15分から午後5時まで

なお、様式及び提出部数については、募集要項等による。

イ 提出先

6の(1)のウと同じ。

ウ 提出方法

提出先に直接持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間内に必着とすること。

7 審査、選定等

(1) 評価及び選定の方法

提案書及び見積書（様式第17号）の評価は、光市立学校給食センター調理等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次の事項について、第一次審査（書類審査）及び第二次審査（プ

プレゼンテーション及びヒアリング)を行う。なお、第一次審査では経営状況、業務実績及び危機管理体制を、第二次審査では企業理念、提案内容の的確性、施設設備の延命化、給食調理等人員体制(円滑な実施)、安全衛生管理の体制、業務従事者研修・移行準備等、パン製造、「おいしいと実感できる給食」の提供、給食が「楽しみ」になる取組、食品ロス(調理残渣)低減及び受託コストを選定の評価対象とする。

(2) 優先交渉権者の選定

選定委員会は、提案書及び見積書の審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング結果により、本業務の受託に最も適した最優秀提案者を優先交渉権者として選定する。

(3) 選定結果の通知

第一次審査及び第二次審査における選定結果は、応募事業者全員に書面で通知する。

8 契約の締結

7の(2)により選定した優先交渉権者と随意契約の交渉を行う。なお、優先交渉権者が辞退したとき、優先交渉権者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と順次、随意契約の交渉を行う。

9 その他

(1) 本手続に関する照会窓口は、光市教育委員会光市立学校給食センター(電話：0833-72-0050)とする。

(2) 提出書類等の作成及び提出に要する費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 提出された書類等は、本プロポーザルの目的以外では応募事業者に無断で使用しない。

(4) 提出された書類等は、返却しない。

(5) その他詳細は、募集要項等による。